

八尾市規則第 8 号

八尾市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）及び八尾市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年八尾市条例第32号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(電磁的記録の開示方法)

第 3 条 法第87条第 1 項に規定する行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に掲げる方法とする。

- (1) 録音テープ、ビデオテープその他音声又は映像が記録された電磁的記録専用機器により再生したものの視聴又は聴取
- (2) 前号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録 用紙に出力したものの閲覧又は交付

(写しの送付に要する費用の納付の方法)

第 4 条 令第28条第 4 項の地方公共団体の規則で定める方法は、郵便切手で納付する方法とする。

(費用負担)

第 5 条 条例第 3 条第 2 項に規定する写しの作成に要する費用の額は、別表のとおりとする。

- 2 前項の費用は、保有個人情報の写しの交付の際に納付しなければならない。

(会長)

第 6 条 条例第 5 条に規定する審査会（以下「審査会」という。）に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 審査会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面等による審査)

第8条 会長は、緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、その他やむを得ない事由があると認めるときは、書面又は電磁的方法により審査することをもって会議に代えることができる。

(審査の手續の併合又は分離)

第9条 審査会は、必要があると認めるときには、数個の事件に係る審査の手續を併合し、又は併合された数個の事件に係る審査の手續を分離することができる。

2 審査会は、前項の規定により、事件に係る審査の手續を併合し、又は分離したときは、関係人にその旨を通知しなければならない。

(公印)

第10条 会長の公印を次のように定める。

八 尾 市 個 人 情 報 保 護 審 査 会 会 長 之 印
--

書体 てん書

寸法 方21ミリメートル

(庶務)

第11条 審査会の庶務は、総務部総務課において行う。

(運用状況の公表)

第12条 条例第6条の規定による運用状況の公表は、請求区分、請求件数、開示及び非開示の件数、審査請求の件数その他必要な事項を広報紙及びホームページに掲載することにより行う。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(八尾市個人情報保護条例施行規則の廃止)

2 八尾市個人情報保護条例施行規則（平成10年八尾市規則第36号）は、廃止する。

(八尾市個人情報保護審査会規則の廃止)

3 八尾市個人情報保護審査会規則（平成10年八尾市規則第37号）は、廃止する。

(八尾市個人情報保護審議会規則の廃止)

4 八尾市個人情報保護審議会規則（平成10年八尾市規則第23号）は、廃止する。

(八尾市公印規則の一部改正)

5 八尾市公印規則（昭和33年八尾市規則第131号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「(八尾市個人情報保護条例（平成10年八尾市条例第15号）第2条第5号に規定する電子計算機処理に使用する電子計算機をいう。以下同じ。)」を削る。

(八尾市情報システムセキュリティ規則の一部改正)

6 八尾市情報システムセキュリティ規則（平成24年八尾市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「八尾市個人情報保護条例（平成10年八尾市条例第15号。以下「条例」という。）第2条第1号」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項」に改め、同条第7号中「条例第2条第1号の2」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8号」に改める。

第5条第1項中「条例」を「個人情報保護法、番号法」に改める。

第13条の見出しを「八尾市 I C T 推進本部等」に改め、同条中「八尾市 I T 推進本部」を「八尾市 I C T 推進本部」に、「八尾市 I T 推進委員会」を「八尾市 I C T 推進委員会」に改める。

別表（第5条関係）

文書の種別	開示の実施方法		金額
文書又は図画	複写機により複写したものの交付	白黒	用紙1枚につき10円
		カラー	用紙1枚につき60円
電磁的記録	用紙に出力したものの交付	白黒	用紙1枚につき10円
		カラー	用紙1枚につき60円

備考

- 1 文書若しくは図画を複写機により複写したものを交付する場合又は電磁的記録を用紙に出力したものを交付する場合において、用紙の両面に複写し、又は出力するときは、2枚として計算するものとする。
- 2 文書若しくは図画を複写機により複写したものを交付する場合又は電磁的記録を用紙に出力したものを交付する場合における用紙は、原則として日本産業規格A列3番（以下「A3判」という。）までの大きさのものをを用いることとする。
- 3 A3判を超える大きさの規格の用紙を用いて交付を行う場合については、作成に要する実費相当額を徴収するものとする。
- 4 郵送により交付する場合の費用の額は、この表に基づき算定した額に郵送に要する費用を加えた額とする。